

～平成 28 年度 第 2 回食の安全安心推進部会～

日時：平成 28 年 9 月 7 日(水) 14:00～16:00

場所：兵庫県庁 3 号館 6 階第 1 委員会室

※議事録作成にあたり、発言内容をそのまま文字に起こしており、修正・編集は行っておりませんので、ご了承願います。

**【都倉食品安全官】**

ただいまから平成 28 年度第 2 回食の安全安心推進部会を開催いたします。開会にあたりまして健康福祉部健康局長の藪本からご挨拶申し上げます。

**【藪本健康局長】**

皆さんこんにちは。県の健康局長の藪本でございます。本日は、第 2 回目の食の安全安心推進部会にお忙しいなかご出席いただきましてありがとうございます。また、平素から生活衛生の分野をはじめといたしまして、兵庫県の行政の推進に深いご理解とご協力をいただいていることに対しまして、この場をおかりしまして厚くお礼申し上げたいと思います。前回、8 月 9 日の第 1 回の部会から 1 ヶ月も経過しない中で 2 回目の部会を開催することになりまして、お忙しい先生方におかれましては、非常にタイトな日程になっていることに対しまして、お許しいただきたいと考えております。本日は、次第にございますように推進計画の策定スケジュールと第三次の推進計画の検討につきまして、ご協議いただきたいと考えております。前回、8 月の部会におきましては委員の先生方から様々なご意見をいただきました。本日は、そのご意見を踏まえまして変更又は修正を加えました部分を中心に、後ほどそれぞれの担当からご説明させていただきたいと考えております。限られた時間ではございますけれども、それぞれの立場から忌憚のないご意見をいただきますようお願いいたします。はなはだ簡単ではございますけれども、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく申し上げます。

**【都倉食品安全官】**

局長ありがとうございました。それでは出席者名簿をまずご覧下さい。本日は全員出席で、製造、加工代表の一般社団法人兵庫県食品産業協会の河合委員の代理で泉谷委員に出席していただいております。新山先生少し遅れるということです。また、事務局側の出席者は名簿の通りです。紹介は省略させていただきます。それでは協議に移りますが、本部会のご発言は公開となっておりますので、議事録のとりまとめの都合上、マイクのご使用をお願いします。それでは植村部会長に進行をお願いします。

**【植村部会長】**

はい、わかりました。それでは早速ではございますが、次第に従いまして議事を進めたいと思います。本日、協議事項（１）食の安全安心推進計画（第３次）の策定スケジュールについて事務局から説明をお願いします。

**【都倉食品安全官】**

資料１に基づいて説明

**【植村部会長】**

ただいま事務局から説明がございましたが、今後のスケジュールについてご質問ありますでしょうか。特にございませんですね、それでは、次に協議事項（２）に入らせていただきます。協議事項（２）食の安全安心推進計画（第３次）の検討に入ります。前回の委員の意見を受けた変更部分を中心に事務局から説明をお願いします。

**【都倉食品安全官】**

はい、今、新山委員がこられましたので、これで全員そろいましたのでよろしくお願ひします。そうしましたら本題に入ります。

**【都倉食品安全官】**

前回の意見を受けた修正及び変更点について資料２～４に基づいて関係各課から説明。

**【植村部会長】**

どうもありがとうございました。第３次（案）の説明につきましてただいま事務局から説明をいただきました。先ほどのスケジュールにございましたように、今回が第３次（案）の最終的なまとめということになりますので、皆様方、十分時間を取りたいと思いますので、質問あるいは、コメント等自由に出していただきたいと思います。新山先生。

**【新山委員】**

このまましゃべってよろしいでしょうか。

**【植村部会長】**

はい。

**【新山委員】**

時間も限りあると思いますので、私の気づいた所を申し上げたいと思います。前回、たくさん意見を言いましたけれども、それぞれきちんとくみ取っていただいて、修正に入れ

ていただいていると思います。どうもありがとうございました。そのうえで、さらに気がついた所や前回気がつかなかった事などを申し上げたいと思います。12ページの(3)について、この前意見申しあげたことについて、くみ取っていただいております。そのことについては一旦それで思っております。ただ、ここの書き方なんですけれども、3つの段落で3つの事が書かれていまして、環境創造型農業の推進の事が言われていて、それに加えてと言う土壌の改良などがありますが、その生野菜等の食中毒防止のためと言うのが、その後、また出てきていますね。これだと、その良質な農産物を作るという流れの後に、またと言う風にどうしても見えてしまいますが、これは、またの所は、生で食べれる野菜を生産し、出荷されている人にとっては、とても重要なことで、この指針はそういう観点で作られていると思いますので、これはこういう流れの最後ではなく、ちょっと違う扱い方をされた方が意味がうまく伝わるのではないかと思います。別の項にした方がいいのではないかと思います。それからリスクコミュニケーションについてなんです。

#### 【植村部会長】

ページは。

#### 【新山委員】

はい。29ページです。もう一カ所あるんですけど。リスクコミュニケーションではちょっと全体に気になるんです。まず21ページですが、21ページにこれは食中毒の未然防止の所でリスクコミュニケーションが取り上げられていて、リスクコミュニケーションという名前が付いたのは施策の第6ですけれども、その上にある施策の5の安全安心に関する正確な情報発信、これもリスクコミュニケーションそのものではないかと思いますね。どちらもとても重要なことが書かれています。一つにして中をちょっと小分けした方がいいのか、まあリスクコミュニケーション1、2みたいに項目は分けるけれど、どちらもリスクコミュニケーションですよ、とした方がいいのか、ちょっとそこを検討していただいた方がいいのではないかと思います。それで関連して、今おっしゃっていただいた29ページのリスクコミュニケーションの方なんですけれども、色々補強していただいて、強化されてきたと思うんですが、リスクコミュニケーション、これ、どちらかというよりは直接消費者に向かったコミュニケーションに重点がありますね。それも特に重要で、啓発的な事も重要かと思いますが、特に重要なのは行政関係者の中でのコミュニケーションとそれから実際に食品の安全を確保するのは事業者ですので、事業者間あるいは行政と事業者、つまり専門家と事業者間のコミュニケーションがとても大事かと思います。例えば、食品安全の施策を考えるとときにどういう施策にするかとか、それを実施するときどういうふうを実施するか、これはそういう関係者間でコミュニケーションを取りながら決めていくと言うそれがコミュニケーションの基本ですので、兵庫県はそれを実はとてもよくやっておられると思います。この審議会自体もその一つの間だと思っております。日頃やっておられる事を

もうちょっとこう形に現わされて、これから、それがもっとよく分かるような形でやっていけるようにされたら良いのではないかと思いました。またちょっと別の話になりますが、21ページの食中毒の未然防止のところでは、これはちょっと、細かい話になるかも知れませんが、今回課題の2番目にカンピロバクター食中毒の事を取り上げられていて、私もこの辺はとても大事だと思います。そうなりますと、これは事業者の取り組みについて課題が立てられていますけれど、食品安全委員会は鶏肉の生食のカンピロバクター汚染についてリスク評価を行っていきまして、どういう措置を取ればリスクが軽減できるかについて推定しています。その結果を見ますと、生食をやめるということで7割方リスクが低減されるという風にだしています。今のところ生食を完全にやめると言うことは、なかなか禁止されているわけでもないので、言いにくいことかも知れませんが、それこそリスクコミュニケーションの一環として、消費者にそういう情報を伝え、意見交換していくことが重要なのではないかと思いました。せっかくあげられるのであれば、それからあまり私ばかり言っていてはいけませんので、あと用語なんですけれど、まず一点は、25ページのトレーサビリティーの所で用語説明的な記述があったのが古いので削除されましたが、トレーサビリティーは浸透してきたとは言ってもやはり何のことかなとなると思うので、トレーサビリティーに注の記号をつけて、トレーサビリティーの用語解説が見られるようにしていただいた方が良くと思いますので、今トレーサビリティーがないのかな。35ページにありますね。それでですね。ここに書かれているのが国の手引きでは旧版の定義なんです。それで今、改訂版が出ていますし、新しく出されているマニュアルにもその定義が書かれているので、差し替えていただいた方が良くと思います。それでちょっとこの用語を見ていて気がついたところだけですが、リスクの説明とかリスクアナリシスの説明もCODEXの定義があってそれを和訳したものがありますので、それに基づいて書き直した方が良くと思います。リスクアナリシスは危機分析ではなく危機と言うと何ですか、緊急事態が起こるようなことですが、そう言うことではなく、食中毒が発生する確率などを推定して、それに基づいて施策をさせることですので、違った意味になります。リスクの定義もそうです。もう一つ併せて、HACCPの中でも言葉が出てきますので、危害要因もしくは危害因子についても説明をしておいた方が良くのではないかと思います。カタカナではハザードという意味になります。それも同じくCODEXの定義があって和訳がありますので、それ元に調べるとできると思います。また情報提供いたします。長くなりましたが以上です。

**【植村部会長】**

はい。かなり色々な項目についてコメントいただいたんですが、それぞれ。

**【都倉食品安全官】**

今日は時間ありますので、この場で意見交換というか、質疑応答のようなやりとりできれ

ばと思いますので。

**【植村部会長】**

そうですね。はい。

**【農業改良課】**

最初にご指摘いただきました、12 ページの部分ですけれども、12 ページの課題につきましても少し文面が長くなっていますので、それぞれ一つの段落として起こしたいと思います。はい以上です。

**【植村部会長】**

はい。

**【都倉食品安全官】**

リスクコミュニケーションについてご意見いただきましたので、29 ページの (3) のところですね。特に三者ですけれども、特に先生からご意見ありました事業者と行政は、色々な事業をやっていますので、そこをもう少し追記と言いますか、具体的な事業を盛り込めるところは盛り込んで記載したいと思います。HACCP の懇話会とかそういう場を設けて事業者の方と HACCP の進め方なども懇話会でするんですが、今年は特に重点的にやりたいと思っていますので、そういう事も含めて記載します。それに関連して 21 ページの所の施策の (5) 情報発信とリスクコミュニケーション、ここをまとめてという意見だったと思うんですが、それぞれ再掲しております正確な情報発信 13、リスクコミュニケーション推進は 17、16 で別立てで、ちょっと私の個人的な意見になるかもわかりませんが、リスクコミュニケーションについては、やはり相互意思疎通しながらと言うことで、一方的じゃないやりとりの中で進めると言う風に考えています。それから正確な情報発信と言うのは、一方的というんじゃないですが、我々の方からそういう正確な情報発信を促していく方向に重点を置いておりますので、中身を改正するかもわかりませんが、これはこのまま別立てで残して整理したいと思います。

**【新山委員】**

今の所、ちょっとよろしいでしょうか。すみません。確かに項目 13 情報発信と 16 リスクコミュニケーション別々でしたね。今改めて気づきましたが、それから言いますと、今日が最後の審議会で、ここである程度あの意見を固めないといけないということで、ちょっと間に合わないかもしれませんが、リスクコミュニケーションは定義上、情報と意見を相互に意見を交換するとなっていますけれども、実際に海外を見ますと行政と事業者の間とか、それから行政のリスク評価者とリスク管理者の間は本当に双方向なんですけれど、市

民消費者に対しては、日本は対面式の双方向にとってもこだわっていますが、実は一方向で情報提供をすることがほとんどなんですね。

【都倉食品安全官】

実際はそういうのが多いですね。

【新山委員】

リスクコミュニケーションの中身なんですね。ウェブサイトで情報提供するとか。

【都倉食品安全官】

はい。

【新山委員】

なので、そこにそう言う食中毒が発生しているので気を付けましょうだとか、事業者の方にこう言うことが起こっているので十分に気をつけて下さいだとか、リスク管理を進めていくために重要な事が情報発信されますよね。なので、リスクコミュニケーションの中身を分けられることは、やめられてもいいかなと思います。もうちょっと啓発的なこととそのもうちょっとよりリスク管理的な情報や意見の発信とか交換とか、でもまったく別々の事として扱うよりは、まとめた方が集約的に有機的にやれますし、受け取る方も別々の事を今やっていると言うことじゃなくて一体的にやれるんじゃないかと思いました。すみません。これ気がつくのが遅くなって。

【都倉食品安全官】

はい。21 ページの9 食中毒は施策を全てですね、各施策の集合体となっております、13 の情報発信、それから 16 のリスクコミュニケーションについては中身をもう少し先生がおっしゃられたような考え方を盛り込んで充実させたいと思います。それでですね、今回まとめですけど、今日最後に言おうと思ってたんですが、今回まとめたものは修正して、会議はありませんが、委員のみなさんにお送りしますので、また個々にご意見をいただけたらと思っています。

【植村部会長】

今、事務局より説明がありましたように、最終的にまた調整する時間がございますので、最終的にできあがった案は、もちろん委員の皆さん方にご呈示しますが、それまでの課程で修正とか若干調整とかあるいは場合によっては、追加するようなこともあるということをご了承願いたいと思います。

### 【都倉食品安全官】

それと私、情報発信とかリスクコミュニケーション事業関わっていますので、印象としては、例えば、ここに挙げてますカンピロバクター。委員の皆さんの意見をみましても鶏肉の生食これがなかなかいくら情報流しても、やめてくれないんですよ。むしろ増えているんですかえって。豚肉、豚レバーが禁止されて、それから牛レバー禁止されていますので、他に生で食べるもんが、魚は別ですよ、魚以外生で食べれるものが減っていて、かえって増えてるんじゃないかなあと思うんですね。そういう場合に、単純にこう一方通行でやってもなかなかやまないんで、なんかそういう特に若い人なんかにはリスクコミュニケーションで印象に残るようなこと、やりとりできれば心に残って、やめてくれるんじゃないかなあという。そういうこともございまして、消費者に対しても手間はかかりますが、そういうリスクコミュニケーションをやらないとなかなか伝わらないのかなあという印象があります。

### 【植村部会長】

はい、他にご意見ございますでしょうか、はいどうぞ。

### 【岩井委員】

先ほどクドアに関する件を資料3で非常に詳しく解説していただきましたが、せっかくこれだけの情報があったら、どこかにですね、やっぱり食中毒としての実態、現状があるわけですので、例えば24ページの健康被害の拡大防止の項目の中で触れていただきたい。例えばこういう現状がありますよ。で課題としては今難しい問題がありますのでね、こういう課題がありますとか、それから施策としては、国等でこういう検索をしているとかですね、項目がいいのか、別の項目がいいのか、どこかにですね、ちょっと入れていただければ、今後こういった問題に対する、また、次の第4次、第5次続くときにですね、また新たな展開があれば、さらに安心安全のため、方向付けができると思います。可能であればどこかに入れていただければありがたいと思います。それからもう1点はですね。21ページの食中毒の未然防止対策ですね。ノロウイルスによる食中毒が2行目に大きく書いてあるのですが、ノロウイルスに対する課題対策って、何もこの中に出てきていないんですね。ノロウイルスって言うのは、感染症的な現象に多いもんですから、また、これが非常に食中毒としても猛威を振るう大変大きな問題になってくるわけでありますが、せっかくこの現状にノロウイルスと言う項目があるのであれば、それに対する課題としてはですね、これ感染症としての難しい部分と書かずに、食材あるいは人にかかってくるという、なんか課題と施策を入れていただければ、せっかくノロウイルスでこんな大きな現状がでているということですので、未然防止の推進の中で必要ではないかと、ちょっと気がしましたので。

### 【植村部会長】

はい、事務局いいですか。

【天野班長】

はい、すみません。クドアに関しての話、それと原因不明の食中毒についてですが、先ほど、ご意見いただいた所でございますが、今まさに研究段階と言うところでこれが、解明されている段階のところでもって、また、推進計画とか、そういった所の中で加えさせていただきたいと考えます。また、ノロウイルスに対しての対応のところですが、確かに施策の中で具体的にノロウイルスに対しての対応部分が明記されていないところではあるのですが、その中では、特にノロウイルス対策の中では、従事者の健康管理であるとか手洗いであるとか、そういう食品衛生事業者による自主衛生管理、この部分が一番重要になってくると考えておりますので、こういったところ、それと HACCP による衛生管理この中でですね、ノロウイルスに対しての対応という所を進めていきたいと考えております。

【植村部会長】

はい、どうぞ。

【新保委員】

ページ 28 の 15 番、資料 2 一番最後の指標のところ、事業者への指示または命令と言う風を書いてあって、この本文の 28 ページには消費者に対しては何も書いてないんです。確かに事業者側に指示を出すのは当然なんですけれど、それを見るのは消費者なので、消費者もちゃんと変わった事を学習して、どう言う風にどう変わるのか、これが変わっていない表示であることを見抜けられなければ、一番最後に手元に届く消費者が分からないと言うのは一番良くないんですね。実は今、7 カ所の地区で食品表示が新しくなりましたと言う学習会を 30 分間行っています。3 つの事だけ消費者の方にとりあえず知ってくださいと言うことで栄養表示、栄養成分表示ですね。あれは義務化をされましたとか、アレルギー表示は内容が変わりますとか、中の材料と添加物の間にスラッシュを入れましょうって、この 3 つだけ覚えてくださいと言って今、回ってるんですけども、やっぱりそう言うことを行政も学習会などを開いて消費者に対して、こんなふうになりますと。生鮮食品は今年の 10 月から、加工食品は 5 年の猶予がありますので 2020 年の 4 月から正式に変わりますと言うことをしっかり情報として出す事、学習をしていただくと言うことをしていただかないと、消費者の部分、全然抜けてますから書き込みと、行政がやるべき事があるのではないかと思います。

【植村部会長】

ありがとうございます。これはどこの担当部局になりますか、表示系。

【本田主幹】

全然、今もやってないことはないんですが、依頼があればそういう場に出向いて説明することもあるんです。基本、今は食品製造業者を食品事業者を中心にやっていたのは事実で、おっしゃるとおりです。それは加えるようにします。

【植村部会長】

消費者はとにかく表示と言うのにすごく神経を集中していますので。

【本田主幹】

分かりました。

【植村部会長】

はい、じゃあ中村さん。

【中村委員】

今、委員からいいこと言っていただきましたが、私もそれをお尋ねしようと思っていたのですけれど、この推進計画、色々ともう分野別に、また、その事業や県民の役割とか、きっちり挙げてもらって分かりやすく、本当に私たちが安全に安心して食生活が送れるような色々項目別に挙げていただいているのですけれど、この推進計画がどの程度のところまで配布されているのか、私も前任者のあとを受けて、ここ2、3回出させてもらっていますけれども、今まで見たこともありません。私自身もやはり、県の方がきっちりとした計画を立てて監視やら指導して下さっているものとは思っておりますけれども、やはり一般の消費者には本当に届いていないと思うんですよ。この色々な計画を立ててもらって挙げてもらっても、それこそ私は届いていないと思っております。だから、いつになっても輸入食品や添加物や残留農薬が不安に感じます言うてあがってくるので、これ何年も同じ言葉が毎年上位を占めていると思うんです。だからやはり、こう言う良い推進計画が出たんだったら、やっぱり幅広く皆に提供してほしいと思うんです。また、その中で消費者としても意見交換を皆さんと持っていったり、勉強会もしたりしながら、消費者も知識向上に努めていくと思いますので、やはりそのところをよくお願いしたいと思っております。今も何か意見交換の場とか出ていましたが、そう言うことを、食中毒が起こってきましたら、起こってきってから意見交換するのもあれですけども、そういう疑わしい事が出てきた時には、声をかけていただきましたら、またそ言う意見交換の場なんかも私たちが持っていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

【植村部会長】

はい、よろしく申し上げます。

【都倉食品安全官】

どうもあの胸にぐさっと突き刺さりました。ありがとうございます。本当はですね、二次計画、正直言いまして、今まで冊子だけだったんですね。食の安全安心推進計画。だから消費者の方に丸投げと言いますか、渡して読んでいただくのでも大変ということで、その点は抜けておりましたので、今回とりまとめまして、正式に決まりましたらば、一枚見やすい概要版を作ってですね、中村会長の商団連の総会に配っていただいて、5分とか10分とかいただいたら出前で説明もしますし、それと各保健所も出前講座を何百回とやっておりますので、地元の消費者団体が地元の保健所に来ていただければ、よろこんで出前講座とか対応させていただきます。

【中村委員】

情報をたくさんいただいたら良いと思います。お願いいたします。

【都倉食品安全官】

はい、ありがとうございます。

【植村部会長】

はい、どうぞ。

【泉谷委員】

食品産業協会の泉谷と申します。川井会長の代わりに来ていますので、前回の議論の詳しいことは聞いておりませんので、ちょっと的外れな事を言うかもしれませんが、ご容赦願います。まず11ページですね、先ほど議論がありました、課題の一番最後のところですね、網掛けの部分、併せて生産段階における5S・7Sなどの取り組みにより、生物的、科学的、物理的な危害要因の除去による安全な農産物生産が求められます。と言う説明がありますけれど、これがちょっといきなり出てきてですね、これ、なんのことかなと言う感じがします。で、右の方見ますとですね、また、以下で出てきてますけれど、こういう生野菜とか、そういったものの生産時の課題かなと思うんですけど、このところ、もう少し整理されたらどうかなと言う気がします。それから、18ページの7のHACCPの考え方に基づく衛生管理の推進ですけれども、HACCPについては先ほど説明がありましたけれども、今、厚生労働省で検討されてまして、具体的にどう言う業種のところに当てはめていくか、また規模がですね、どんなところであるかと言うようなことについて、まだ具体的に日が示されていませんので、私たち食品団体としてもですね、どう言うふうなところで、どう言う準備をしないといけないのかと言うのが分からないところがあるんですけども、全体的に思いますのは今以上に小さな所の事業者に対して、これをこう言う風にな

りますよ、こう言う風にしなければなりませんよと言う推進をしていかないと、と言う風に思います。ですから、今、県の施策ではですね、リーダー研修会とかですね、そう言ったものがありますけれども、それ以下と言いますかそれよりもですね、きめ細やかなですね、そういう推進と言うものをですね、どこかに付け加えていただきたいと言う風に思います。それとですね、この HACCP の推進については、私たち食品産業協会においてもですね、今申し上げましたその小さな零細の事業者と言いますか、そういった所への推進をいかにしていくかを、考えていて、いろんな団体の方々とも調整しているんですけど、19 ページのところに、今の施策と言いますか、そう言ったことについては食品衛生協会ですね、学校が実施しています。研修会とかとですね、連携してやりますとありますけれども、別にひがみ根性じゃないんですけども、いろんな団体がこれに取り組んでいますので、食品関係に携わっている団体が総出でそういった事をやるというような、そういう表現が必要なのかなと思っています。それから、21 ページの施策の (3) の所ですね。HACCP の考え方に基づく衛生管理推進のところ、ここの網掛けしている部分が食品関係施設と言うような表現でくるんですけど、他の HACCP の関係の所についてはですね、食品関係事業者と言うようなことでずっときていますので、ここだけ食品関係施設に対してと言うようなことで、こういう言葉で書いてますと何か特別な意味を持っているのかなと言う風なことを思いますので、同じような意味であるということであれば、統一された方が良いんじゃないかと思っています。それから 28 ページ表示の問題ですけども、加工品なんかについてはですね、経過措置 5 年間ということ平成 32 年ですか、今、制度の現場ではですね、この食品、新しい食品表示法について表示の切り替えをしようとしていますけれども、具体的にここはどうなんだろう、一体どう言う風に変えていけばいいのかと言うような事について今の段階でですね、色々思案しております。ですから食品関係事業者をサポートする必要があるとかですね、講習会、これを開催する必要とかぜひともこういう具体的な施策をきっちり仕組んでいただきたいと言う風に思います。繰り返しになりますが、HACCP の推進についてはですね、製造事業者団体、あるいは団体そういったところが一丸となって取り組んでいく、と言う風な内容でですね、取りまとめをお願いしたいなと思います。以上です。

**【植村部会長】**

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか、はいどうぞ。

**【農業改良課】**

農業改良課からですが、11 ページの部分ですが、先ほど説明させていただいた時に全体の文章構成も含めて少し段落を分けさせていただく、当然この文面の中身から言うと例えば、その生産段階部分における 5 S、7 S の取組み以下の部分については、例えば、課題の○の二つ目ですね産地からの不良食品の出荷を予防するためと言うパラグラフのその次に入

れるようなものになるのかなと。当然、併せてと書いてありますが、もう少し課題と言うところ、現状と言うところに記載できるものがなかなかないので、少し説明を加えさせていただいてこの部分を変えていくと、それに併せて施策の部分についても項目の順番を変えて読んでいただいて、見ていただいて構成したいと思います。

**【植村部会長】**

はい、よろしくお願いします。

**【都倉食品安全官】**

はいそうしましたら、私の方から HACCP です。零細な事業者にたいしての推進と言うことで色々考えておりますが、国のとりまとめ案を元に、兵庫県の HACCP についての推進懇話会を毎年開いております。色んな方面の事業者の方、学術経験者に出席して御意見をいただき、これを今年は遅めに国のまとめが終わったくらいに開催して、具体的な事業等を検討して参りたいと思っております。そういう意味でここではまだちょっと具体的な事業名は入っておりませんが、必ずそういうことを検討して推進を行っていきたく思っていますのでよろしくお願いします。それと 19 ページの関係団体ですね、食品衛生協会さんは本当に兵庫県で一番お世話になってる団体なんですが、泉谷さんの所の食産協さんとも非常に講習会とか一緒にやらしていただいております。その辺は明記もさせていただきますながら、他にも色々な団体がありますので色々な団体と協力してやっていくと言うことを盛り込んでいきたいと思っております。21 ページの事業者の文言訂正は承知いたしました。以上でございます。

**【植村部会長】**

はい、ありがとうございます。他に、はいどうぞ。

**【浜田委員】**

前回、私も急遽休ませていただいてどのような話か分かりませんが、今回 3 回目と保田先生の会議の印象で斬新だね、言うことだったんで、時間がなかったんでと言うことだと思うんですけど、全体として字が多いんですね。で、せっかく送っていただいて私もすいません。ぱらっとしか見ていなくて。ただ字が多い所を、工夫できないかなと思うんですけど。中村さんが言われたようにやっぱり浸透させるために、目に付くように字を何か工夫することはできないのかなあと思ったんですけど。

**【都倉食品安全官】**

そうですね。だから、先ほど言いましたように、概要版というのはですね、出来るだけカラーで図とか表とか入れまして、見やすいような分かりやすいように作りたいと思っております。

### 【浜田委員】

具体的な物が頭に浮かばなくてよう言えませんが、何となく字が多くて、せっかく送っていただいたんですけど、すべて目を通せなくて申し訳なかったんですけど、気づいた所だけちょっと言わせていただきます。これも中村さんに通じる所があるかもしれませんが、5 ページですけど、せっかくアンケートで一番不安に感じている輸入食品の安全性、こういう所をですね、項目には何も回答がないとせっかくいただいたところにやっぱり一般的な用語でもよろしいから輸入食品の安全性については、このへんについてどういうルートで入ってきてどういう事しているんで店頭で並ぶやつは大丈夫だと、あるいはこの商品のこの部分は注意して買う時に買って下さいとか、消費者の手に取って見て下さいとか言うようなことでもよろしいから、一番苦情の多いものを避けることはダメじゃないかと思えますね。それからウについても、ほぼこの問題については我々とか事業者に求められるものが多いんで、がんばろうと思うんですけど、気づく所は1つそんなところなんです。あとは、9 ページに平野課長から説明にあったその通りだと思うんですけど、例えばその○は分かるんですけど、担当として貝毒検査の実施とか、7 番の HACCP の (3) とか、県民は何をするかと言うことで、この資料が目につくか分かりませんが、例えば貝毒検査の実施で平野課長が言われたように、事業者は検査をしますと、で県民は何をするかと言うのは先ほど言われましたけど、貝の提供とかそんな話でしたかね。

### 【都倉食品安全官】

県民はですね、これ貝毒の検査ですけど、県民が自由に浜に入って潮干狩りができるような浜がありますので、その海域の注意喚起をする立て看板でありますとか、それから市の広報でしていただくことです。

### 【浜田委員】

短い言葉で事業者は検査、県民は注意とか、何をするかはつきり分かるように県民の所だけでも言葉に変えられないかなと思いました。あとは私も 11 ページ 12 ページ我々の担当部分ですが、ご苦労いただいてありがたいところなんですけれど、施策は課題に対して、今回対応しようという話ですよ。となると課題に対する施策がするものじゃないんですけど、言われたように課題の○4 つ目は併せて以降はちょっと飛びすぎた内容であって、そんなに我々も粗雑に、不細工に扱う気もあらへんで、生産段階から食卓に近づくほどですね、5 S とか 7 S とかですね、そういう所は注意するようにしてると思うんで、そう言う書き方にならないか。施策についても課題に対してなんで、(1) の農薬の適正使用の推進の後は農薬の検査を今やってますんで充実でいいと思いますが、体制の強化とか充実の強化とかまあそんな事が続いてきて、課題の 3 つ目はやっぱりトレーサビリティの普及の徹底とか言うことが抜けてるんじゃないかと、施策で (3) のまた一番最初に戻って申し

訳ないですけど、またで良いんですけど、水や家畜堆肥の管理等はこれ消してもらった方が良くないですかね。衛生上指示すべき点について国がまとめたとか、これだけで十分伝わるんじゃないかとそう言う気がしました。それから全体通じてですが、指標として選ばれたこの農薬管理指導、環境創造型の農業、これ我々目標にしてるのは21世紀のビジョンこの資料が項目であるんですけど、兵庫県の指標ですか、それとも国が求めている指標。

**【都倉食品安全官】**

県です。

**【浜田委員。】**

県ですか。この食の安全安心推進計画ですけど、食育基本法の公布から10年経ってこれまでしてきたわけですよね。そのきっかけになって。今度3回目、3年目になるわけでしょう。

**【都倉食品安全官】**

3次計画。10年経ってます。

**【浜田委員】**

3次計画になるわけですよね。これまで家庭や学校に対してはある程度啓蒙できてるんですけど、地域に対する啓蒙がまだなんいんですよね。それだと徹底していないんで、我々みたいな団体なり、いろんな食品協会とかですね、行政外の発力をお願いしてるところなんですけれども、その地域に対する推進で、市町の推進計画言うのはどこまで、できてますか。それは徹底のひとつですね。二つ目はやっぱり、植村先生がおっしゃるように日本一安全安心な県は兵庫県。私は大阪ですけど、そんな県を目指そうと言われてましたんで。全国の指標に比べて兵庫県はこの10年でこれだけ進んでこれが一番で、不足しているものがここは兵庫県は全国にここが劣ってるとか、これを目指せば一位になれるとか、そういうものを指標として示してですね、それでやっぱり取組みが抜けてる、課題になってきて全体として取り組む施策に反映するんじゃないかと思うんですけど、全国の指標は分らないんですけど、そんな事もちょっと観点で、実は一番最後の17番の30ページはおこがましいんで苦勞して言葉を入れられてますが、こんなもん削ってですね、全国の指標に比べて兵庫県はここが一番やと小さい字2番以降としたらどうですか。それで、兵庫県で一番になろうと近づける物を厚かましいんですけど、そういうのに差し替えて下さい。ちょっと勝手なこと言って申し訳なかったんですけど、ちょっとそんな気がしました。以上です。

**【植村部会長】**

ありがとうございます。色々な意見だしていただいて。

**【渡部委員】**

あの、いいですか。

**【農業改良課】**

えっと、ちょっと待ってもらってよろしいですか、今、浜田委員の方からおっしゃられましたが、表現の特に 11, 12 ページ、表現の仕方については修正を検討します。それからトレーサビリティーの件が抜けているんじゃないかと、そのあたりを実は施策の 12 ページのですね (3) の一番下の部分でですね、このトレーサビリティーとかそういう表現はしておりませんけれど、含めて、また以下の部分記載させてもらったつもりで思ってるんですけど、ちょっとトレーサビリティーと言う表現を具体に出すかどうか、これも併せて検討したいと思います。

**【植村部会長】**

ちょっと待って下さいね、今のに関連して。

**【新山委員】**

今の件ですけれど、野菜の衛生管理の指針とトレーサビリティーはまったく別のものです。トレーサビリティーはご承知のように、農家が生産されて出荷された物をどこに出荷されたか、何かあった時に追跡出来る仕組みですので、これはもうヨーロッパでもアメリカでもやっていて日本は自主的でまだできていないだけで、生産者団体の JA グループでもそれは取り組むと言うことでやっておられますので、私も浜田委員がおっしゃったように、何かの中に一緒にするんじゃなくて、はっきり出された方が良くないかなと思います。

**【農業改良課】**

別立ての項目でと言う理解でよろしいでしょうか。

**【新山委員】**

そうですね。

**【農業改良課】**

分かりました。

**【都倉食品安全官】**

すいません。各 17 あるのですが、このトレーサビリティは 12 に一応まとめているんですね。施策の (2) でも挙げておりました、もし記載するのであれば、この 12 の所を再掲のような形で、施策 1 の中に再掲として簡単に記入するような形が良いのではないかと思います。

**【植村部会長】**

ちょっとそこ調整してやってください。

**【都倉食品安全官】**

はい。それと浜田委員からございました県民モニターの事について、対応等についてまで考えが及んでいませんでしたので、ちょっと検討させていただきたいということで。それと地域に対する計画であるとか市町がどういうふうに進んでいるかとか、ある市町もあるかもしれませんが、市町でこういう推進計画を立てているところは県内にはないと思います。一応法律でも何も規定はございませんので、県の条例で定めております。

**【浜田委員】**

食育基本法というのは国が定められたと言うイメージはちょっとあったんですけど、それは市町には県内には全部。

**【都倉食品安全官】**

そうです。それは全国のです。

**【浜田委員】**

全国ですね、国が定めた。

**【都倉食品安全官】**

国が定めたものがあって県があって、市町があつてと言うことです。

**【浜田委員】**

これはもう県の目標だと言う。

**【都倉食品安全官】**

はい、独自のものとございます。

**【浜田委員】**

食育基本法は市町までいきますね、県内は。

【都倉食品安全官】

はい、あります。

【浜田委員】

はい、という事で全国のそれもないということで、どうぞよろしくお願いします。

【植村部会長】

はい、どうもありがとうございます。それでは、渡辺委員。

【渡辺委員】

すいません。21 ページのですね、食中毒の未然防止対策の推進という所で、先ほどおっしゃられた鶏肉の生食によるカンピロバクターをどうやって若い方に情報発信していくかと言う手段として、今スマホゲームがすごく流行っておりますので県でそう言うスマホゲームみたいなものを作られたらどうか。そのとき強いて言えば悪役はカンピロバクターくんとかサルモネラくんとかになるのかなあと思うのですが、そういった若い方に情報発信であるとか、あと 29 ページの方でリスクコミュニケーションの普及推進という所なのですが、食の安全安心フェアだとか、食中毒について考えるフォーラム、各イベントでチラシを作成されると思うのですが、そのサブタイトルにかなり斬新なものをつけて、全く興味のない方に興味を持っていただくと言うのはいかがかな。例を挙げさせてもらおうと、今週末、県のほうでマラソンがあります、マラソン大会が色んなところでブームなのですが、あるところ「食べて健康、走ってサイコー」のようなぱっと興味を引くようなサブタイトルをつけてらっしゃるので、そういったものも考えていただきたいなあと言うのと、あと、これは消費者教育のひとつに繋がるのではないかと私は思うのですが、各部所色々な苦情が来ているかと思えます。その苦情に対して皆さん、やはり真摯に対応してらっしゃると思うのですが、中にはとんでもない苦情もあるとお聞きします。笑い話なんですが、例をあげると露天風呂で蚊に噛まれたって言うような苦情も起きてると聞きますので、当事者の立場で作成は困難であれば、どこかの団体にこういった苦情は困りますと言うようなものを作って、県民の皆さんに知っていただくと言うのも消費者教育に繋がるのではと私なりに思います。私から皆さんにお礼を申し上げたいのですが、年 4 回発行されます食生活アドバイザーという有資格者が見ている情報誌、業界紙何ですけど、そちらの方に厚生労働省発表 7 月 1 日速報の食中毒発生状況で、発生場所一カ所に対して患者数が多いワースト 20 の中に兵庫県が入っていないので、これは職員の皆さんのご尽力のおかげかな、ちょっと感謝申し上げたいなと言うところです。以上です。

【植村部会長】

どうもありがとうございます。色々との参考になるご意見いただきましたので、よろしくお願ひします。自由に発言どうぞと申し上げましたけれど、時間の制約もございますので、いつもの通りですけれども、一言どうしてもこの機会に言っておきたいことございませうか。はい、新山先生どうぞ。

#### 【新山委員】

たくさんしゃべっておいて、もう一つすいません。2 ページなんですけれど、計画の推進に對しての所に県の役割だけでなく事業者、県民の役割を書かれていて、これは前回の意見で付け加えていただいたところと思います。表現の仕方なんですけれど、事業者については安全安心の推進に努めると共にという表現はとても柔らかい表現ですね。もうちょっとはっきり書いて良いのではないかと。それで私、国の安全基本法を見ていたのですが、ちょっとメモしかなかったので、本文確認していただいた方が良いですが、もうちょっとはっきり言っていて、食品安全を確保する為に適切な措置をとると言う意味のことを言っていると思います。これ EU の規則なんかだったら、安全でない食品を市場に出してはならないですとか、それから食品安全確保の為の第一義的な責任を有すると言う、もう少し強い書き方をします。日本は日本で良いと思うのですが、せめて食品安全基本法並にと思います。同じく県民の役割のところも安全安心に関する理解を深めると共に、あとは事業に参加しますとなっていますけれど、基本法では知識を得、理解を深めることになっています。そして意見を述べると言うことが、一つの項目としてあげられています。つまりリスクコミュニケーションでお互いに意見交換をして、政策を作っていくたり安全確保をしていきますと言うときの消費者の役割ですね。ですので、どちらも基本法などをチェックをしていただひて、もう少し踏み込んで書いていただいた方が良いのではないかと思います。

#### 【都倉食品安全官】

はい。ありがとうございます。実はこの文言は条例を引用しておりますてちょっと柔らかい表現になっておりますが、先生の意見を参考にちょっと考えたいと思います。

#### 【植村部会長】

はい、浜田委員から厳しい日本一やったら、日本一をはっきり示すような物を出せと言われてましたけれど、なかなか具体的に食中毒が3割低いよとか、そう言う数値で出すことはなかなかできません。しかしながら、いわゆる食品衛生の中では、例えば県版 HACCP が国の基準のマル総に影響を及ぼしたって言うのはこれは、かなり大きな業績かなと思っております。そういう意味で今度もですね、このトレーサビリティを、基本的にトレーサビリティが邪魔くさいので僕はそんなに好きではないんですけど、例えばアメリカの話、ヨーロッパの話、新山先生からしょっちゅうでるんですけど、シリコンバレーと言うのはみなハイテクで、それは全員知っているのですが、それと同じように全米の野菜の

大部分、特にフレッシュ野菜の大部分を供給しているんですね。ですから、シリコンバレーで土壌が例えばO157に汚染されるとかね、そう言うことが起こったら、それが全米に響き渡る、影響するんですね。ですからトレーサビリティってものすごく重要なんです。そう言う意味で。ヨーロッパでも同じ事なんです。ヨーロッパも特に地中海南欧、南ヨーロッパはヨーロッパの野菜供給基地なんですね。ですから北欧の人も全部スペインの野菜、イタリアのトマトとか食べてるわけですよ。ですからその時、産地で何か事故が起こったら、あるいは産地の衛生管理が悪いと全部響き渡る。そういう意味でトレーサビリティって言うのは重要なんですね。ですから兵庫県も兵庫県で生産する食品については、きちりと記録して管理しておく、それと同時に二次産業であっても市民であっても、何ごどこから来ているのかはつかんでおかないと。特に二次産業ですね。加工業者とかそういう所がつかんで頂いていたら、これは将来の大きな事故の予防に大きな貢献するのではないのかなと思っております。そういう意味で、そういうシステムがきちっとできていることが、日本一の一つの例かなという風に僕自身は考えている。新山先生いかがですか。

#### 【新山先生】

まったくそう思います。今、委員はマル総と兵庫県版 HACCP の事をおっしゃりましたけれど、トレーサビリティも、農水省がトレーサビリティのマニュアルを作りましたけれど、あのモデルになっているのが兵庫県で作られたマニュアルなんですね。そういう意味で、食品安全の施策にここで作ってこられたことがすごく大きな影響を及ぼしておりますし、その点で兵庫県としては自信をもたれ、なお、全国の先頭を切っていただければと思います。

#### 【植村部会長】

ありがとうございます。ほぼ予定している時間がまいったようでございます。本日貴重なご意見あるいは貴重な提案いただいて、これは事務局で整理して関係部局と十分ご相談していただいてまとめていただきたいなと思います。それから急ぐことは急ぐんですが、先ほどの一番始めのスケジュールにありましたが議会説明、知事説明も控えておりますので、できるだけ迅速に何かご意見ございましたら、事務局のほうに提出していただきたいと思っております。それで、事務局でまとめていただいて、また個々に委員の先生の意見をそれぞれコミュニケーションで双方向で情報交換やるかもしれませんので、その節はご協力よろしく申し上げます。そして事務局で作っていただいた最終案につきましては、委員の皆様にもまた呈示させていただくように聞いておりますので、そのようにさせていただきたいと思っております。以上をもちまして本日の会をこれで終わりたいと思っております。マイクを事務局にお返しします。

#### 【都倉食品安全官】

はい、植村部会長どうもありがとうございました。そうしましたら先ほど会長がおっしゃられた3次計画案、今日の意見を頂いて修正案を急いで作りまして、一応9月下旬を目処に各委員の皆さんに送付したいと思います。それでその修正案をごらんになって、またお気づきの点ございましたら御意見をFAXでもメールでもお電話でもいただければと思います。それでご意見を10月のはじめぐらい、来週なりにいただくように、送付する時にいつ頃までにと言うのをお願いしたいと思います。それをもちましてパブリックコメントの手続きを終えまして、次回委員の皆様にお会いするのは、審議会、全体の審議会でそのときは食の安全安心推進計画と食育推進計画の二つを審議会にかけまして、知事に答申する案を決めていただきます。それと事務局から追加でお知らせがございまして。お手元にボールペンがございます。これはHACCP推進の施策で認知度向上ということで色々出前講座とか講習会とかで、HACCPの事を説明するときに、この兵庫HACCP、これをお配りしております。少しでも印象に残るように。

**【植村部会長】**

これ、もらってかえって良いんやね。

**【都倉食品安全官】**

はい、たくさん作っておりますので。各保健所、食肉センターにも配布しております、各出前講座でもお配りしてもらっています。それと議事録ですね、事前にお配りしたんですが、時間がございまして、テープ起こした生のままそのままあげておまして、少し語尾等を改めまして、もう少し読みやすい内容の議事録にしたいと思います。内容はそのまま踏襲したいと思います。それとですね、これは新保委員から先ほどお知らせいただいて兵庫農の恵み、それから兵庫海の恵みですか、コープさんが中心となって農の恵みはJAさんも一緒にまとめられて、海のほうは漁連さん、一緒にこう言うパンフレットを作られたと言うことで委員の皆様にもお送りし、それから我々も講習会とかで何かで配布する機会があったら配布したいと思います。どうもありがとうございました。そうしましたら閉会にあたりまして、健康局参事兼生活衛生課長平野からご挨拶もうしあげます。

**【平野生活衛生課長】**

本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございました。また、貴重なご意見をいただきまして、中村委員には広報が下手だという非常に厳しいお言葉ですが、一番苦手なところでして、常に色んな所で言われておまして何とかこの3次計画が広まるようにがんばりたいと思います。浜田委員の文字が多すぎるというご意見もありますが、なかなかそれも難しいところもございまして、ページ数も増えたり私も最初ぱっと見た瞬間それは思いましたけれど、難しいところでもございます。スマホ関係も色々、他の部局健康課の健康管理の関係で色々そういうような方法はないかということでスマホを使った健康管理法だとか、色んな部局でもなかなか簡単に進まない所もございます。ご理解のほどよ

ろしくお願いしたいと思います。また HACCP については、国の方で今年度末、年末ぐら  
いに資料 3 の資料にありました、方向性と言うのはある程度でてくると思いますので、ひ  
ょっとしたらパブコメの中で具体的な意見を求めるかもしれませんので、その辺で変わる  
ことがあるかもしれません。そのあたりはまた連絡させていただきたいと思いますのでよ  
ろしくお願いします。本当に短い時間しかなくて申し訳ございませんでしたが、皆様方の  
今日のご意見も含めまして、新しい 3 次計画を進めて行きたいと思いますので、ご理解と  
ご協力の方よろしく願いしまして閉会の挨拶とさせていただきます。本日はどうもあり  
がとうございました。